

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 一括收受した保守サービス料等の消費税率の適用について －

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げを前に、施行日をまたぐ取引に係る消費税率の適用について問合せが増えてきていますので、今号のネクストウィル・タックスレビューでは、一括收受した保守料等の取引に係る消費税率の適用について解説していきます。また、文部科学省より「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」についての Q&A が公表されましたので、その一部を紹介していきます。

1. 一括收受した保守サービス料等の消費税率の適用について

①法人税及び消費税の原則的な計上時期

機械等のメンテナンスや障害対応を約する保守サービスは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによってその効力を生ずる契約（民法 632 条）」に該当すると考えられるため、一般的に、請負（物の引渡しを要しない役務の提供）に該当するものといえます。

物の引渡しを要しない請負は仕事の完了のときに報酬請求権が発生すると考えられ、法人税の取扱上、原則は「約した役務の全部を完了した日」の属する事業年度の益金の額に算入するとされており（法基通 2-1-5）、消費税の資産の譲渡等の時期も、法人税の収益計上時期と同様に「約した役務の提供の完了日」とされています。（消基通 9-1-5）。

そこで問題となるのが、役務の提供完了日がいつになるかということです。運送、設計、測量等のような請負の場合は、工程の全てが終了した時が役務の全部の完了日となり、当該完了日が収益の計上時期になります。一方、一定期間中に定期的にメンテナンスを行う保守サービスの場合は、契約期間中、障害対応のための待機が行われていると言えることや、結果的に障害が起こらなかつたことにより実質的に何も役務の提供が行われなかつた場合であっても、その契約期間が繰り延べられることなく時の経過とともに消滅しているといえるため、日々役務が完了し、時の経過とともに収益を認識・計上することが合理的と考えられます。

したがって、契約締結時に契約期間分の保守料を一括收受した場合、法人税の取扱上は、保守料を月数按分し、その事業年度において経過した期間分の保守料を収益に計上することが原則的な処理となります。消費税の取扱上も、消費税の資産の譲渡等の時期が法人税の収益計上時期とほぼ同様の取扱いとなっていることから、保守料を月数按分し、その事業年度において経過した期間分の保守料を課税売上として認識するとともに、課税売上を計上した日が平成 26 年 4 月 1 日前である場合は 5%、同日以後である場合は 8%の税率を適用して消費税額を計算することになります。

②実務上の対応

上記のように平成 26 年 4 月 1 日以降は 8%の新税率にて消費税の計算を行うこととなるため、消費税率の引上げが正式に決定した場合には、差額分を追加で請求する等の対応が必要になると思われます。

後々トラブルにならないように、保守料に限らず、役務提供を行う事業者においては、平成 26 年 4 月 1 日以降に役務提供の完了を迎える契約、請求、見積り等を行う際は、消費税率の引上げに伴う差額分の取扱いについて明記する方がよいと考えられます。

また、実務上は、保守料等の返還の義務がない等の理由から一括收受した保守料の月数按分を行わず、收受時に全額を収益として認識し、法人税及び消費税の計算を行なっているケースもありますので、過去の会計処理、法人税・消費税の処理、税負担等を考慮の上、原則的な処理からの変更を検討してもよろしいかと思われます。

2. 教育資金の一括贈与に係る非課税措置のQ&A(一部抜粋)

文部科学省より「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」についての Q&A が公表されましたので、その一部を紹介していきます。

【教育資金の一括贈与に係る非課税措置の制度概要】

高齢者層の保有する豊富な金融資産の若年世代への移転を促し、子どもの教育資金の早期確保を図るため、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫毎に 1,500 万円までを非課税(※学校等以外の者に支払われる金額は 500 万円を限度)とする制度です。

具体的には、贈与された資金を、金融機関において子・孫(受贈者)名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存します。口座等は、子や孫が 30 歳に達する日に終了します。

なお、扶養義務者間で、必要な都度支払われる教育費用については、現在でも贈与税は非課税です。

①「学校等」の範囲

【Q1-1】「学校等」の領収書のある教育費は、1,500 万円まで贈与税非課税となりますが、この「学校等」には、何が含まれますか。

【A1-1】具体的には、以下のものが含まれます。

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- 大学、大学院
- 高等専門学校、専修学校、各種学校
- 保育所、保育所に類する施設、認定こども園
- 外国の教育施設のうち一定のもの

【Q1-2】「外国の教育施設のうち、一定のもの」にはどのようなものがありますか。

【A1-2】以下のものが該当します。

- その国の学校教育制度に位置づけられている学校(日本の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援

学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に相当する学校)

- 日本の小学校、中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの
- インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)
- 国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの
外国人学校(文部科学大臣が高校相当として示したもの)、外国大学の日本校
- 国際連合大学

②学校教育費の範囲

【Q2-1】どのような費用であれば、1,500 万円まで贈与税非課税となりますか。

【A2-1】学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費、入学検定料、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金、PTA 会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費などが挙げられます(学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合も含みます)。

③500 万円までの非課税枠について

【Q3-1】500 万円までの非課税枠には、どのような費用が対象になりますか。

【A3-1】以下のような費用が対象となります。

イ:塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用

- 以下の①～④の教育活動の指導の対価(月謝、謝礼、入会金、参加費など)として支払う費用や、施設使用料。
- 以下の①～④の活動で使用する物品の費用。
ただし、上記の指導を行う者を通じて購入するもの(=指導を行う者の名で領収書が出るもの)に限ります。
※個人で購入した場合(例:塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入)は、対象となりません。

①学習(学習塾・家庭教師、そろばん、キャンプ等の体験活動など)

②スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)

③文化芸術活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)

④教養の向上のための活動(習字、茶道など)

※上の①～④については、教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものに限ります。

ロ:イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの

- 学校等(で必要となる費用を業者に直接支払った場合でも、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500 万円までの非課税枠の対象になります。具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面(※)で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。例えば、以下のものが想定されます。
 - ✓ 教科書・副教材費、教科教材費(リコーダー・裁縫セット等)

- ✓ 学校指定の学用品費(制服、体操着、ジャージ、上履き、通学鞆等)
- ✓ 卒業アルバム代、修学旅行・自然教室等の校外活動費
- ✓ 給食費

④その他具体的な費目について

【Q4-1】下宿代は非課税の対象でしょうか。

【A4-1】対象とはなりません。ただし、学校等の寮費については、学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収証等により確認できる場合、1,500 万円までを上限とする非課税の対象になります。

【Q4-2】留学の渡航費や滞在費は非課税の対象でしょうか。

【A4-2】対象とはなりません。

【Q4-3】部活動の費用は対象になりますか。

【A4-3】小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部活動について

<1,500 万円非課税枠について>

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部費などで、例えば「A 高校」又は「A 高校 B 部」の名義の領収書等が出るものであれば、1,500 万円までの非課税枠の対象となります。

<500 万円非課税枠について>

上記の学校等における部活動に伴って必要な費用で、学校等が書面で購入・支払いを依頼したものについては、500 万円までの非課税枠の対象となります。この場合には、領収書等に加え、学校等からの文書を金融機関に提出する必要があります。

なお、部活動で使用するものであっても上記以外で個人がそれぞれ購入するもの(学校等や部の領収書が出ないもの)は 1,500 万円及び 500 万円枠のどちらでも非課税対象となりません(例:野球のグローブを専門店で購入等)。

上記の内容に限らず、会計・税務等に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 税務通信 3259 号
- 国税庁ホームページ
- 文部科科学省ホームページ

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / マネージャー 武山 洋介

【事業概要】

■ 法人アドバイザー事業

法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス

■ 個人アドバイザー事業

所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス

■ 財務アドバイザー事業

M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務

企業価値評価業務、事業再生支援業務